



- 令和2年(ワ)第4332号 令和3年8月20日 (東京地方裁判所)
- 特許権侵害行為差止等請求事件
- 原告：フィリップ モーリス プロダクツ ソシエテ アノニム vs 被告：ジョウズ・ジャパン(株)、アンカー・ジャパン(株)
- ＜結論＞ 侵害成立・損害額支払い命令 ＜論点＞ [明細書の記載に基づく限定解釈・サポート要件](#)

1. 本件特許と被告製品の対比

本件特許	被告製品 (〔 〕は当所付記)
前記電気回路は、前記加熱要素に供給される前記電力を、前記装置の動作の直後の第1段階において前記加熱要素の温度が 初期温度から第1の温度に上昇し、	電線の温度が当初の温度から、第1段階において、被告製品1については約35.5℃、被告製品2については約38.5℃、被告製品3については約35.0～36.0℃に上昇〔 一旦28.6℃に上昇させる制御を行なう。 〕
第3段階において前記加熱要素の温度が前記第2の温度より高い 第3の温度に上昇し、	第3段階において、電線の温度が一定の温度（被告製品1については約35.0℃、被告製品2については約36.5℃、被告製品3については約35.0℃）に徐々に上昇〔 上昇は線形的ではなく段階的 〕

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。